

# 河川草刈り及び河川管理用通路補修作業報奨金交付要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、地域住民が県と対等なパートナーシップを組んで、自分たちの住む町に流れる川を積極的に守り育てていくために、県が管理する河川の草刈り作業及び河川管理用通路補修を行う自治会等に対して報奨金を交付するものである。

## （自治会等の定義）

第2条 この要領において、「自治会等」とは、自治会、水利組合、河川愛護団体、市民団体及びこれに準じる団体をいう。

## （河川草刈り区域図面の作成及び河川管理用通路補修材の支給）

第3条 西臼杵支庁長又は土木事務所長（以下「所長等」という。）は、河川管理上必要な草刈り区域を表示した図面を作成し、自治会等の求めに応じて提示できるようにしておくものとする。

また、河川管理用通路における小規模な穴ぼこなどの補修材料（再生クラッシャーラン等）については、所長等が支給するものとする。

## （河川草刈り作業及び河川管理用通路補修作業の申請）

第4条 作業を行おうとする自治会等は、河川草刈り作業については別紙様式第1-1号による河川草刈り報奨金交付申請書を、河川管理用通路補修作業については別紙様式1-2号による河川管理用通路補修報奨金交付申請書を所長等に届けるものとする。

## （交付先への通知）

第5条 所長等は、交付先を決定したときは、河川草刈り作業については別紙様式第3-1号により河川草刈り報奨金交付決定通知書を、河川管理用通路補修作業については別紙第3-2号により河川管理用通路補修報奨金交付決定通知書を自治会等に通知するものとする。

## （報奨金の交付額）

第6条 報奨金の交付額は、河川草刈り作業については実施面積に応じ、別表第一に定める金額、また河川管理用通路補修作業については別表第二に定めた単価と補修に用いた土量とを乗じた金額とする。

## （完了届）

第7条 自治会等は、作業を完了したときには直ちに河川草刈り作業においては別紙様式第4-1号による河川草刈り作業完了報告書を、河川管理用通路補修作業については別紙様式4-2号による河川管理用通路補修作業完了報告書を所長等に提出しなければならない。

(完了確認)

第8条 所長等は、作業完了報告書を受けたときは、10日以内に作業の完了状況の確認を行い、河川草刈り作業については別紙様式第5-1号による河川草刈り作業完了認定書を、河川管理用通路補修作業については第5-2号による河川管理用通路補修作業完了認定書を通知しなければならない。

(確認基準)

第9条 確認時の基準は別表第三のとおりとする。

(報奨金の請求)

第10条 自治会等は、作業完了認定書を受理したのち、河川草刈り作業については別紙様式第6-1号による請求書を、河川管理用通路補修作業については第6-2号による請求書を所長等に提出するものとする。

(報奨金の支払い)

第11条 所長等は、請求書を受理してから30日以内に報奨金を支払うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項は、河川課と協議するものとする。

附則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

別表第一（第6条関係） 報奨金の交付額（河川草刈り作業）

（円）

草 刈 り 面 積		報 奨 金	
		年 1 回	2 回 目 以 降
500㎡以上	1,000㎡未満	16,000	4,800
1,000㎡以上	1,500㎡未満	24,000	7,200
1,500㎡以上	2,000㎡未満	32,000	9,600
2,000㎡以上	2,500㎡未満	40,000	12,000
2,500㎡以上	3,000㎡未満	48,000	14,400
3,000㎡以上	3,500㎡未満	56,000	16,800
3,500㎡以上	4,000㎡未満	64,000	19,200
4,000㎡以上	4,500㎡未満	72,000	21,600
4,500㎡以上	5,000㎡未満	80,000	24,000
5,000㎡以上	5,500㎡未満	88,000	26,400
5,500㎡以上	6,000㎡未満	96,000	28,800
6,000㎡以上	6,500㎡未満	104,000	31,200
5,500㎡以上	7,000㎡未満	112,000	33,600
7,000㎡以上	7,500㎡未満	120,000	36,000
7,500㎡以上	8,000㎡未満	128,000	38,400
8,000㎡以上	8,500㎡未満	136,000	40,800
8,500㎡以上	9,000㎡未満	144,000	43,200
9,000㎡以上	9,500㎡未満	152,000	45,600
9,500㎡以上		160,000	48,000

注1) 草刈りの最低面積は500㎡以上とする。

注2) 原則、2回目以降は3回目までを上限とする。

別表第二（第6条関係） 報奨金の交付額（河川管理用通路補修作業）

（円）

1 m3 当たり単価	4,200
------------	-------

注1) 補修に使用する材料（再生クラッシャーラン等）は別途支給

※報奨金の交付額（円）＝ 補修に用いた土量（m3）× 4,200 円/m3

別表第三（第9条関係） 確認基準

○河川草刈り作業

確認項目	基準
草刈り区域の確認	草刈り区域図作成時に設置した杭等を元に、現地で草を刈られた区域の確認を目視で行う。
草刈りの状況の確認	刈り取り後の草丈20cm程度を目安に、現地で河川管理上必要な草刈りが行われていることの確認を目視で行う。
草刈り前後の確認	草刈り作業完了報告書に添付されている作業前、作業後の写真を元に、草刈り前後の確認を行う。

確認時、現場写真を1枚撮影すること。

○河川管理用通路補修作業

確認項目	基準
補修状況の確認	車両もしくは歩行で通行する際に、支障にならない程度に敷き均し、転圧が行われていることの確認を目視で行う。

確認時、現場写真を1枚撮影すること。

別添

## 河川草刈りについて

### 1 草刈り作業日の連絡

- ・ 草刈りの作業の日程が決まりましたら、小林土木事務所まで連絡してください。
- ・ 日程が変更になった場合も連絡してください。

### 2 草刈り作業時の安全管理

- ・ 草刈り作業時には、事故等がないように十分な安全管理をお願いします。
- ・ 万一、事故等が発生した場合は直ちに小林土木事務所に連絡してください。

### 3 刈草の処分

- ・ 刈草は、基本的には小林土木事務所での処理をしますので、適度な範囲で刈草を集めておいてください。
- ・ 自治会等で独自に処理する場合は、事前に小林土木事務所に連絡してください。

### 4 草刈り作業の完了

- ・ 草刈り作業が完了しましたら、別紙様式第4-1号「河川草刈り作業完了報告書」を小林土木事務所に草刈り作業完了後、20日以内に提出してください。
- ・ 河川草刈り作業完了報告書に起終点における作業前・作業中・作業後の写真（同一場所から撮影した）各1枚を添付してください。
- ・ なお、草刈り回数が2回以上ある場合は、各回の作業の完了毎に報告書及び写真を提出してください。
- ・ 小林土木事務所での作業の完了を確認したうえで、別紙様式第5-1号「河川草刈り作業完了認定書」を発行いたします。

### 5 報奨金の請求

- ・ 河川草刈り作業完了認定書を受理したのち、別紙様式第6-1号「請求書」と通帳のコピーを小林土木事務所に提出してください。

### 6 報奨金の交付

- ・ 小林土木事務所での請求書を受理してから30日以内に報奨金の支払いを行います。

### 7 連絡先

小林土木事務所河川砂防課河川砂防係 技師 宮路 和葉

TEL (0984) 23-5165

FAX (0984) 23-7897

8004-1086

平成23年4月26日

河川パートナーシップ事業団体代表者 様

宮崎県小林土木事務所長

### 草刈り作業における安全対策の徹底について

春暖の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

河川パートナーシップ推進事業につきましては、日頃より御理解と協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、河川は、日常的に地域の方々が散歩等で利用されていることから、河川周辺で実施する草刈り作業などにおいては、日頃から現場周辺での安全対策を徹底する必要があります。

したがって、草刈り作業等を行う際は、下記のとおり、安全対策を徹底し事故の未然防止に留意されるようお願いいたします。

### 記

- 1 通行者及び周辺住家等への安全に十分配慮してください。
- 2 草刈り作業においては、特に次の事項に注意してください。
  - (1) 斜面で草刈り作業を行う場合は、刈払い機を操作する作業員（以下「刈払い作業員」という。）の作業位置が上下に重ならないようにすること。
  - (2) 刈払い作業員から5m以内を危険区域とし、この区域に他の者を立ち入らせないこと。なお、安全作業上はできるだけ15m以上離れて作業をすること。
  - (3) 傾斜地の刈払い作業においては、斜面の下方へ向かって刈り進まないこと。
  - (4) 刈払い作業中に、打合せ等のため他の者が刈払い作業員に接近しようとする時は、必ず刈払い作業員に合図をし、刈払い作業員がエンジンを止め、刈り刃が止まったことを確認してから接近すること。
- 3 高さ2m以上の箇所では草刈り作業等を行う場合においては、作業員に安全帯を使用させる等墜落による危険を防止する措置を講じてください。

## 委任状

私（委任者）は、下記振込口座名義人（受任者）に、河川パートナーシップ事業に係る報奨金の受領に関する一切の権限を委任いたします。

記

平成24年 月 日

## 【委任者に関すること】

- 請求書に記入した住所、氏名、印鑑の捺印をお願いします。
- 氏名は、代表者名称から記入して下さい。

委任者 住所 小林市細野367番地2  
氏名 ○○地区 土木 次郎

土木

## 【受任者に関すること】

- 住所は、委任者住所と同一であっても構いません。
- 氏名と口座名義が一致するようにご記入ください。
- 口座名義には、フリガナをふってください。

受任者 住所 小林市細野367番地2

氏名 ○○地区 小林 太郎

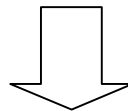
小林

フリガナ マルマルチク ダイヒョウ コバヤシ タロウ  
口座名義 ○○地区 代表 小林 太郎

口座番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9

※請求書に記載のある団体名称及び代表者名と

口座名義人が異なる場合



委任状が必要です。（裏面参照）

### 【委任状が必要な場合】

請求書	〇〇地区 代表 小林 太郎	
口座名義		《委任状の要・不要》
	〇〇地区 代表 土木 次郎	要
	〇〇地区 会計 河川 三郎	要
	小林 太郎 (団体名称無い場合)	不要
	□□地区	要



# 委任状

私（委任者）は、下記振込口座名義人（受任者）に、河川パートナーシップ事業に係る報奨金の受領に関する一切の権限を委任いたします。

記

平成 年 月 日

委任者 住所  
氏名 印

受任者 住所  
氏名 印

銀行名

フリカ<sup>カ</sup>ナ  
口座名義

口座番号